平成２６年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿児島市吉野町4101番地１　シェルクレールⅡ202号
破産者　**廣**瀬　良佑
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
愛知県刈谷市東新町４―11―５　ソシオ刈谷東新町Ｂ棟910号室、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市荒田２丁目45番14号
破産者　本田　貴光
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町35番５―606号
破産者　有村　直人
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市平之町８―12　アーバンモール21平之町303、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目43番11号
破産者　馬場園万里子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８２号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地１　小禄市営住宅５―811
破産者　友利　昌市
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９１号
沖縄県沖縄市知花６丁目23番22号　マンション誠302
破産者　平良久美子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５０号
北海道上川郡愛別町字東町221番地３　振興住宅１―40
破産者　新井　健夫
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
開始決定時の住所北海道旭川市東旭川南２条３丁目１番14号
破産者　斎藤　純雄
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
北海道網走市字呼人519番地　４－３
破産者　岡澤　英次
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
青森市千刈４丁目１番16号
破産者　佐々木　満
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
青森市千刈４丁目１番16号
破産者　佐々木　橘
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
青森市大字石江字岡部154番地１　ピュアハウスⅠ―205
破産者　神　るり子
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
茨城県水戸市見川２丁目22番地の２　小久保レジデンス101号
破産者　和田　則夫
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８２号
茨城県ひたちなか市大字高野2428番地139
破産者　増本　淳次
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０３１号
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅７―203号
破産者　山口　由美
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６２８号
横浜市南区庚台26番地　榎本荘202
破産者　フィロズ　アラムこと　ＡＬＡＭ　ＦＥＲＯＺ
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５９号
神奈川県厚木市旭町４丁目12番８号　作川マンション202、前住所神奈川県厚木市岡田４丁目４番８―311号
破産者　石塚　克巳
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５７号
新潟県新発田市本田庚199番地１
破産者　杉本　芳幸
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部